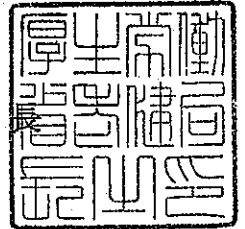


老発第1224001号

平成16年12月24日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



「痴呆」に替わる用語について

標記については、痴呆に対する誤解や偏見の解消を図る一環として、『「痴呆」に替わる用語に関する検討会』（座長：高久史麿（日本自治医科大学長・日本医学会長））を開催し、本年6月以降ご検討頂いてきたところですが、本日、一般的な用語や行政用語としての「痴呆」について、

- ・ 「痴呆」という用語は、侮蔑的な表現である上に、「痴呆」の実態を正確に表しておらず、早期発見・早期診断等の取り組みの支障となっていることから、できるだけ速やかに変更すべきである。
 - ・ 新たな用語としては、「認知症」が最も適当である。
- 等を内容とする報告書がとりまとめられました。（別添）

本報告を踏まえ、厚生労働省としては、次のとおり対応することとしています。

- ① 行政用語としては、本日（平成16年12月24日）以降、「認知症」を用いる。（別紙：用語例参照）
- ② 一般的な用語について、「認知症」を使用していただくよう、本日付けで関係機関等に協力依頼を行う。
- ③ 法律上の用語については、次期通常国会提出予定の介護保険法関連

の法改正の中で変更することを検討する。

- ④ なお、医学上の用語としては引き続き、「痴呆」が使用される予定（使用例：「アルツハイマー型痴呆」、「血管性痴呆」）であり、運用面において齟齬をきたさないよう留意する。

各都道府県等におかれても、本趣旨にご理解をいただき、「認知症」の行政用語としての使用についてご協力をいただくとともに、管下市区町村、関係団体等への周知についてご配慮願います。

用 語 例

- ・ 「痴呆」 → 「認知症」
- ・ 「痴呆性高齢者」 → 「認知症の高齢者」又は「認知症高齢者」(文脈による)
- ・ 「痴呆の状態にある高齢者」 → 「認知症の高齢者」
- ・ 「痴呆性高齢者グループホーム」 → 「認知症高齢者グループホーム」

※ なお、当面(年度内目途)は、「認知症(痴呆)」として用いる場合もある。

※ 法律上の用語については、次期通常国会提出予定の介護保険法関連の法改正の中で変更することを検討する。また、省令等の下位法令における用語については、法律上の用語の変更と併せて変更する予定。